

せつま町子育て支援事業の紹介

「子どもを育てるならせつま町」を目指し、現在、町で取り組んでいる支援事業を紹介します。

1 すこやか子育て支援手当

【対象】18才未満の児童を3人以上養育している世帯で、第3子以降の6才未満の児童に対し、1人月額2,500円（年30,000円）を支給しています。

2 保育料

町内12の私立認可保育所（定数685人）への年間保育所運営費として、約6億8千万円（平成21年度予算）を支払います。これは、保護者が納める保育料と、国及び県、町の負担金でまかなければなりません。国が示す保育料の基準では保護者の負担が大きいので、町では保育料の軽減を図るため、約7,200万円を別に負担して、国の示す保育料より約33%安い保育料としています。

※保育所入所児童1人当たり（年額）に換算しますと概ね次のようにになります

| 年間保育所運営費 971,000円 | | | | |
|--------------------|----------|----------|----------|------------------|
| 208,000円 | 330,000円 | 165,000円 | 165,000円 | 103,000円 |
| ①保育料（国基準は311,000円） | ②国の負担額 | ③県の負担額 | ④町の負担額 | ⑤町の軽減額（保育料の引き下げ） |

◎同一世帯から幼稚園、保育園に2人以上入所している場合は、2人目が半額、3人目以降が無料

3 特別保育事業

保護者の勤務体系や家庭事情に応じて様々な特別保育事業を実施しています。

- 延長保育事業：通常の入所時間の開始前か終了後に30分～1時間程度の時間外保育
- 一時保育：未就園児童の保護者の病気や育児疲れ等の緊急実施の保育
- 休日保育：保護者の就労等による休日の保育
- 障害児保育：心身障害児保育（共働きなど保育に欠ける場合）
- 保育所地域活動：保育園での高齢者等との世代間交流事業や小学校低学年児童との異年齢時交流事業、小学校低学年児童受入（自主事業による小規模学童クラブ）

4 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事等で昼間家庭にいない、小学生が対象です。

クラブでは、平日の放課後及び土曜日、長期休暇中に宿題や自習のほか遊びや社会学習等を通じて児童の健全育成を支援しています。



5 児童療育支援事業

0～6歳児の発達障害児等の知的発達を促す音楽療法やブロック遊び、保護者の心身のケアや個別相談を実施しています。

また、このほかにも心身障害児に対する各種の障害福祉サービス事業を実施しています。

6 子育て支援パスポート事業

妊娠中又は18才未満の子どもがいる世帯へパスポートを発行しています。町内及び県内協賛店でパスポートを提示すると割引や各種サービスが受けられます。

7 ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭への医療費の助成（自己負担額の助成）を行っています。

8 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

育児サークルの開催、子育てに関する相談・援助の実施、子育て情報の提供や講習等を実施しています。

9 子育て支援短期利用事業

児童又は母子への虐待等による一時的保護を実施します。（報徳学園・慈恵学園と委託契約）

10 母子保健に関する支援

① 公費負担による妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、公費負担による妊婦健康診査を14回とし、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。

② 離乳食教室・パパママ学級

乳児をもつ母親及びその家族に対し、離乳食の大切さや進め方（1回に与える量や固さ等）を知ってもらい、離乳食についての正しい知識を提供します。

また、育児相談などができる友達づくりの場としても提供します。

③ 生後4ヶ月までの全戸訪問

子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者的心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

④ 乳幼児健康診査

4～5ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査及び医療機関による9～11ヶ月児健康診査を実施し、言語・運動・視聴覚等を含む内科健診及び保健指導を行う。

⑤ 歯科健診・フッ化物塗布

1歳6ヶ月児、2歳児、2歳6ヶ月児、3歳児健診及びフッ化物塗布を実施し、乳幼児健康診査と同時に行います。

また、保育所・学校巡回歯科指導を随時実施します。

⑥ 乳幼児医療費助成

乳幼児の疾病的早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児の保険診療による医療費の一部を助成します。

6歳到達の月までにかかった保険診療による医療費の一部から、3,000円を控除した額を助成します。ただし、非課税世帯は全額助成です。

⑦ 予防接種

①ポリオ（急性灰白髄炎）→3ヶ月～1歳3ヶ月を対象に5月と11月に実施

②三種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風）→3ヶ月～1歳児を対象に間隔を置いて1期初回として、3回接種します。1年後に追加接種を1回接種します。

③二種混合（ジフテリア・破傷風）→小学校6年生を対象として実施。

④麻しん・風しん→1歳～2歳児及び就学前5歳児、13歳、18歳を対象に実施

※ポリオ以外は、医療機関での個別接種となります。



■問い合わせ

さつま町役場 ☎53-1111

◇子育てに関する支援（1～9）

福祉課 子育て支援係 内線2132

◇母子保健に関する支援（10）

健康増進課 健康増進係 内線2143